

園のしおり

平成31年度
たんぽぽ保育園



社会福祉法人 白日会

たんぽぽ保育園

〒869-0416

熊本県熊本市宇土市松山町1939-2番地

電話 (0964) 22-2021

FAX (0964) 24-5030

社会福祉法人 白日会 たんぽぽ保育園の沿革

- ・昭和49年4月1日 社会福祉法人 たんぽぽ保育園設立 認可
- ・昭和52年4月1日 定員36人を45人に増員
社会福祉法人白日会特別養護老人ホーム照古苑開設
- ・平成3年4月1日 定員45人を60人に増員 普通保育所となる
- ・平成6年2月 新園舎老朽改築落成
- ・平成7年4月1日 コミュニティー児童館「五色山学童クラブ」開園
- ・平成8年4月1日 定員60人を90人に増員
- ・平成9年 五色山学童クラブ 新築落成
- ・平成22年4月1日 定員90人を100人に増員
- ・平成25年4月1日 社会福祉法人白日会 地域密着型照古苑ひまわりホーム開設
- ・平成27年4月1日 定員100人を、110人に増員

入所対象児

- ・0歳から就学前まで産休明けを経過し、健康診断の結果、健康であること
- ・児童福祉法による入所児童であること

保育理念

- ・一人ひとりの子どもの最善の利益を尊重し、一人ひとりの発達に応じた援助をいたします
- ・子どもと家庭、家族の結びつきを支え、尊重し、家庭と協同して一人の子どもの成長を助けます
- ・地域社会と連携し、子育てを支援します

保育方針

- ・自分を発揮し表現する意欲や協調性、社会性を育み思いやりや命の大切さを養っていく。

保育目標

- ・丈夫な身体と豊かな心を育てよう

子ども像

- ・心も体も健康に
- ・自分のことは自分でし 見通しをもって行動できる子に
- ・豊かな感性をもち表現できる子に
- ・話しをよく聞き言葉で表現できる子に
- ・みんなと仲良く遊べる子に

行事計画

4月 入園式 おみしり遠足 園医健康診断 	5月 保育参加 (未満児) 保育参観 (以上児) 	6月 歯科検診 奉仕作業(以上児) 	7月 プール開き 七夕 お泊り保育(年長) 	8月 盆踊り 観劇 交通教室 	9月 照古苑訪問(年長) 奉仕作業(未満児) 
10月 運動会 園医健康診断 	11月 秋の遠足 	12月 幼児クラス発表会 もちつき クリスマス会 	1月 初釜(年長) 	2月 まめまき 観劇 保育参加 (未満児) 保育参観 (以上児) 	3月 ひなまつり お別れ遠足 卒園式 入園説明会 

保

育

内

容

- ひとりひとりが大切に育てられるために、3歳未満児は、流れる日課と担当制の実施をします。
- 3歳以上児では豊かな育ち合いの中で社会性の発達を考え、異年齢保育の実施をします。
- 職員の資質向上のための研修の充実を図ります。
- 特別保育事業の実施をします。
乳児保育 障害児保育 開所時間延長保育 小規模一時保育
小規模子育て支援(自主事業)
- 食育を大切にします。
栽培やクッキング 年齢にあった食事 食材の展示
- 茶の湯での情操教育をします。
茶の湯を保育に取り入れ、日本古来の伝統文化にふれ情緒の安定と情操を養います。
- スポーツクラブによる幼児体育指導、外国人による英会話指導(3・4・5歳児)を継続し、運動能力・体位の向上、及び英会話に親しみを持たせます。
- 花園小学校と連携を図り、小学生との交流を通して思いやりの心、入学への期待を持たせます。

○時 間

- ・開園時間 午前7時～午後7時
- ・保育時間 午前7時～午後6時
- ・延長時間 午後6時～午後7時
- ・短時間保育 午前9時～午後5時

【延長保育料金について】平成27年度から新制度により、延長保育料金を徴収致します。30分→50円 1時間→100円

児童の保護者の状況により 短縮・延長保育時間を行っています。

※延長保育は仕事の都合で、保育時間内での送迎が出来ない方が利用できます。延長保育ができるのは生後8ヶ月からです。

※短時間の保育延長時間

午前7時～午前9時まで及び午後5時～午後6時までです。

※ **年末年始の29日～3日まで保育園は休園です。**

○土曜日（午後居残り）保育について

午後もお仕事のところはお預かり致します。（土曜午後の保育を希望される方は、毎週木曜日までの申し込みが必要です。）

○新入園児の方は、

- ・お子様も不安定になられ心身の疲れがでますので、乳児の場合初めは、お子様が無理なく園に慣れられるように、親子の慣らし保育を致します。

○感染症の登園基準

- ・乳幼児は抵抗力がなくいろいろな感染症に無防備です。又、集団としての接触密度の高い保育園では、ひとりの発病者があればたちまち園全体に広がってしまう危険性があります。感染症の兆候がみえたら、他の人に移らないようにお休みして、病名・症状等の連絡を園に入れて下さるようお願いいたします。

○保育料納入について

- ・毎月20日頃に保育料納入袋をお渡しいたします。
- ・納入は、月末までにお願いします。平日の午前中までに事務室にお持ち下さい。
- ・翌月15日過ぎても保育料が支払われない場合は市役所から督促状が出されます。
- ・保育料はおつりが要らないようお願いいたします。
- ・保育料は欠席しても籍がある限り、納入しなくてはなりません。
- ・保育料は必ず職員に手渡しして下さい。
- ・保護者会費は月に1人500円徴収致します。2人目以降から+300円になります。
- ・以上児クラスは自主事業として、自己負担のもとで米飯給食があります。主食費代として毎月500円徴収致します。
(1カ月500円×12カ月=6000円一括払い)

○退園 転園の場合

- ・月はじめにかかりますと保育料納入に関係いたします。
退園、転園の場合は前月までに退園届けを提出してください。

○苦情への対応方法

- ・要望・苦情等を受け付けた場合には、適切に対応し、改善を図るように努めます。解決した後の事については、必要に応じてお便りなどでお知らせします。

○個人情報の取り扱い

- ・特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

○肖像権

- ・写真などを公表する場合がございますが、載せてほしくない方は、申し出て下さい。

○健康

- ・入所児童及び職員の健康状態には常に注意を払い、日々の登園時健康審査をおこなうほか嘱託医との連携のもとに入所時健康診断・定期健康診断を実施いたします。
- ・職員の健康診断は年1回行います。また施設内の衛生美化に努め、伝染病や食中毒の予防に心がけます。病原性食中毒の0-157の対策として使用水の残留塩素の測定を毎日行っています。
- ・PM2.5は、午前8時に測定し提示しております。

○給食

- ・給食もまた保育の一環であり、乳幼児期における食事が人間関係上、極めて重要であることの認識にあたって、給食の実施をします。
- ・年齢に応じて必要な栄養を与え、心身の健康な発達を促します。
- ・保育士と協力し、食事の喜びや感謝の気持ちを育て、望ましい食生活習慣を身につけてもらいたいと願っています。
- ・家庭との連携を通して、地域の食生活の改善にも貢献するように努めます。
- ・アレルギー除去食については、専門医の診断を受けられた方に、できる範囲で適切な対応を行います。
- ・食育の重要性を考え、安全でバランスのとれた食事を提供し、温かいご飯を食べられるように、完全給食を行います。
- ・献立表は毎月配布します。

○安全対策

- ・入所児童に対する環境面での安全対策に配慮し、児童自身が危険に対してすばやく行動できる力を日々の保育の中で目指します。
- ・安全対策の一環として交通安全計画、防災計画を策定し実施いたします。危機管理については、防犯カメラ、モニター、防犯ベル、通報システムを設置し、職員が問題意識をもって事故防止に努めます。
- ・緊急時には、緊急連絡先にご連絡いたします。住所電話番号が変わったとき親権者の変更、就労先が変わった場合にはお知らせ下さい。
- ・災害がおきた場合は保育園から保護者の皆様にご連絡いたします。
第1避難場所は園庭、第2避難場所は照古苑ひまわりホーム駐車場（津波の場合は、ひまわりホーム施設内3階以上児・2階未満児が避難します。）
- ・台風などが接近するというニュースが入りましたらテレビ、ラジオに注意し学校が休みのときは保育園も休みの場合がございます。

○コミュニティー児童館

- ・活動として五色山学童クラブがあります。又子ども110番の協力、保育所として地域児童の安全を守ります。

○子育て支援(自主事業)

- ・毎月1回 10時から12時まで、地域の子育て中の親子に遊びとふれあいの場を提供したり離乳食クッキングなどの取り組みをしています。(小学校が長期休みの時は、子育て広場は休んでいます。)
- ＜その他＞
- ・花園小学校との交流を通して小学校への期待をもたせています。
- ・地域の老人施設を訪問し、交流を通して感謝の気持ちや思いやりの気持ちを育てたいと考えています。

○小規模一時保育事業(自主事業)

- ・利用定員・・・1日5名以下
 - ・非定型的保育サービス
 - ・家族における子どもの保育が継続的に困難になる場合
 - ・(月15日以内 おおむね週3日以内)
 - ・緊急保育サービス
保護者の方に病気や怪我による入院等の必要が生じた場合
 - ・私的理由による保育サービス
保護者の方の育児に伴う心理的、肉体的負担が生じた場合
(対象児童) 現在保育園に通園していない就学前の児童(生後8ヶ月以上から)
(保育時間) 午前8時から午後5時
(利用料) 1日1500円(利用料 給食費等)・半日の場合は750円
 - ・前もって申し込みが必要
 - ・利用する人は最初に面接をし、慣らし保育をします
- ※但し、保育園の状況により受け入れ不可能な場合もあります。

○ご意見 ご要望

- ・保育園のことで気付いたことはご遠慮なくお伝え頂きたいと思っています。職員だれでもご意見を賜りますが、担当者と責任者をそれぞれ設けましたので 下記の通りお知らせいたします。
- ・お伺い要望などは、受付担当者などから解決責任者である園長・関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努め、第三者への報告を原則としますが、申し出られた方で第三者委員への報告を拒否された場合は報告をしませんので、その旨をお伝えください。解決したものについては、後日 保護者の方に書面にて、お伝えします。

- | | | |
|----------|-----|--------|
| ①苦情解決責任者 | 園長 | 中園 静子 |
| ②苦情受付相談員 | 主任 | 黒田 美由紀 |
| | 指導員 | 本田 道子 |

③第三者委員(白日会)

- | | |
|----------|-----------------|
| 1・野村 敏子 | TEL0964-22-3226 |
| 2・吉川 満璃子 | TEL0964-23-3321 |